

公益社団法人福岡県トラック協会表彰規程

(表彰の目的)

第1条 この規程は、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業（以下「トラック運送事業」という。）の健全な発展に寄与するとともに、トラック運送事業の社会的地位の向上に貢献した者に対し、公益社団法人福岡県トラック協会がその業績を称え表彰することを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は、公益社団法人福岡県トラック協会会長（以下「会長」という。）名により行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の通りとする。

- (1) 感謝状
- (2) 表彰状
- 2 表彰には副賞を付与することができる。
- 3 感謝状は、次の者に贈呈する。
 - (1) トラック運送事業者の役員
 - (2) 事業者団体の役員
- 4 表彰状は、次の者に贈呈する。
 - (1) トラック運送事業者の従業員
 - (2) 事業者団体の職員

(選考基準)

第4条 表彰は、次の各号に掲げる基準により選考して行う。

- (1) トラック運送事業者の役員として15年以上業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- (2) 事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- (3) トラック運送事業者の従業員で、15年以上勤務し、成績優秀な者
- (4) 事業者団体の職員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者
- (5) 上記1号から4号に掲げる選考基準のほか、次に掲げるいずれかの者
 - イ. 危険を顧みず職責を遂行し、又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
 - ロ. 有益な発明、考案、改良又は研究を行い、トラック運送事業の発展に著しい貢献をした者
 - ハ. トラック運送事業の社会的地位の向上に寄与したと認められる者及び緊急物資輸送に貢献したと認められる者

(年令および従事期間)

第5条 選考基準の年令および従事期間は、直近の3月末日をもって計算する。

(被表彰の推薦)

第6条 毎年2月末日までに第4条各号該当者毎に順位をつけ、次の書類を添えて支部長が会長に推薦する。

- (1) 功績調書（第1号様式）
- (2) 履歴書（第2号様式）
- (3) その他の資料（選考に際し、必要とされた場合）

(表彰)

第7条 被表彰者は理事会に付議決定し、毎年6月開催の定時総会において表彰する。

(特例)

第8条 第4条に掲げる選考基準のほか、トラック運送事業の社会的地位の向上に寄与したと認められる者があったときは、前条の規定に準じて会長はこれを表彰することができる。

附 則

1. この規程は、昭和45年4月16日から施行する。
2. この規程は、平成23年1月28日から一部改定する。
3. この規程は、平成25年4月1日から一部改定する。
4. この規程は、平成26年5月9日から一部改定する。
5. この規程は、平成29年9月22日から一部改定する。